

労働者派遣基本契約書（案）

1 業 務 名 称	飛鳥宮跡範囲確認発掘調査労働者派遣業務												
2 履 行 場 所	高市郡明日香村大字岡												
3 契 約 期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで												
4	契 約 金 額			十億			百万			千			円
	うち取引に係る 消費税及び地方 消費税の額												
（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。													
5 契 約 保 証 金	納付（又は免除）												
6 適 用 除 外 条 項	な し												

上記の業務について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記 6 のとおり）によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、この契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自その 1 通を保有する。ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、発注者及び受注者が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。

令和 年 月 日

発注者 奈良県橿原市畝傍町 1 番地
 奈良県立橿原考古学研究所
 副所長 田中 裕之

受注者 所 在 地
 商号又は名称
 代 表 者

(目的)

第1条 受注者は、この基本契約及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に基づき、受注者の雇用する労働者（以下「派遣労働者」という。）を発注者に派遣し、発注者は派遣労働者を指揮命令して業務に従事させることを目的とする。

(総則)

第2条 発注者及び受注者は、日本国の法令を遵守し、この基本契約書（仕様書及び質問回答書を含む。）に基づき、この契約を誠実に履行しなければならない。

- 2 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもってこの契約に基づく業務（以下「業務」という。）を行わなければならない。
- 3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、奈良簡易裁判所又は奈良地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 国債
 - (2) 地方債
 - (3) 政府の保証のある債券
 - (4) 銀行、株式会社商工組合中央金庫又は農林中央金庫の発行する債券
 - (5) 知事が確実と認める社債
 - (6) 銀行が振出し又は支払保証をした小切手
 - (7) 銀行又は知事が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下同じ。）の保証
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (1) この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- (2) 奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号）第 19 条第 1 項第 5 号又は第 6 号に該当する場合
- 3 前項第 1 号の場合においては、受注者は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 5 契約金額の変更があった場合においては、契約保証金の額が変更後の契約金額の 100 分の 10 に相当する額に達するまで、発注者は、契約保証金の増額を請求することができ、受注者は、契約保証金の減額を請求することができる。
- 6 発注者は、受注者がこの契約を履行したときは、契約保証金を返還するものとする。

（個別契約）

第 4 条 発注者及び受注者は、当該労働者派遣について別に個別契約を締結し、次の事項を定める。

- (1) 派遣労働者の従事する業務内容
 - (2) 派遣労働者の業務に従事（以下「派遣就業」という。）する場所（以下「就業場所」という。）及び組織単位
 - (3) 派遣労働者を直接指揮命令する者（以下「指揮命令者」という。）の所属部署、役職及び氏名
 - (4) 労働者派遣の期間（以下「派遣期間」という。）及び派遣就業する日（以下「就業日」という。）
 - (5) 派遣就業の開始及び終了の時刻（以下「就業時間」という。）並びに休憩時間
 - (6) 安全及び衛生に関する事項
 - (7) 苦情処理に関する事項
 - (8) 派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置
 - (9) 派遣元責任者及び派遣先責任者の所属部署、役職、氏名及び連絡方法
 - (10) 発注者が派遣労働者を就業日以外の日就業させ、又は就業時間を延長（以下「時間外勤務」という。）して就業させる場合の条件
 - (11) 派遣労働者の人数
 - (12) 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度
 - (13) 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置
 - (14) 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は 60 歳以上の者に限定するか否かの別
 - (15) 派遣労働者を協定対象派遣労働者に限るか否かの別
- 2 受注者は、前項の個別契約に基づく派遣就業の目的達成に適する労働者の派遣を行い、当該派遣労働者の氏名その他労働者派遣法第 35 条に規定する事項を発注者に通知するほか、前項の規定による派遣の履行に必要な措置をとらなければならない。

(派遣先責任者・派遣元責任者)

第5条 発注者は、その雇用する職員の中から派遣先責任者を選任し、指揮命令者にこの基本契約及び個別契約に定める事項を遵守させる等、適正な派遣就業を図るとともに、その所属部署、役職及び氏名を個別契約書に記載し、受注者はこれを派遣労働者に通知する。

2 受注者は、その雇用する労働者（法人の場合には役員を含む。）の中から、派遣元責任者を選任し、適正な派遣就業のための措置を行うとともに、その所属部署、役職及び氏名を個別契約書に記載し、派遣労働者に通知する。

3 発注者及び受注者は、それぞれ派遣先責任者及び派遣元責任者に、派遣労働者から申出を受けた苦情の処理、発注者と受注者との間の連絡調整その他労働者派遣法第41条及び第36条に規定する事項を行わせる。

(指揮命令者)

第6条 発注者は、派遣労働者を直接指揮命令して自己の業務のために使用し、この基本契約及び個別契約に定める就業条件を守って対象業務に従事させるものとし、その雇用する職員の中から指揮命令者を選任し、その所属部署、役職及び氏名を個別契約書に記載する。

2 指揮命令者は、対象業務の処理について個別契約に定める事項を守って、派遣労働者を指揮命令し、対象外の業務に従事させないように留意し、派遣労働者が安全、正確かつ適切に対象業務を処理できるよう、対象業務の方法その他必要な事項を派遣労働者に周知・指導する。

3 指揮命令者は、前項に定めた内容以外においても、職場維持及び規律の維持のために必要な事項を派遣労働者に指示することができる。

4 発注者は、指揮命令者が派遣労働者に対して行う指揮命令等により生じた事項について責任を負う。

(適正な就業の確保)

第7条 受注者は、派遣労働者に対して、発注者の指揮命令者を通知するとともに、指揮命令等に従って職場秩序・規律を守り、適正に対象業務に従事するように派遣労働者との雇用契約で明示するとともに、指導教育を行う。

2 受注者は、派遣労働者の基本的人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権啓発に努めるものとする。

3 発注者は、セクシャルハラスメントの防止等適切な就業環境の維持に努めなければならない。

(苦情処理等)

第8条 発注者が派遣労働者から派遣就業に関して苦情の申出を受けた場合には、派遣先責任者は、直ちに当該苦情を適切かつ迅速に処理するものとし、受注者及び派遣元責任者はこれに協力する。

2 受注者が派遣労働者から派遣就業に関して苦情の申出を受けた場合には、派遣元

責任者は、直ちに当該苦情を適切かつ迅速に処理するものとし、発注者及び派遣先責任者はこれに協力する。

- 3 前2項の規定による派遣労働者からの苦情について、本人あてに回答又は通知をするときは、必ず苦情の申出を受けた者が責任をもって行うものとし、発注者及び受注者は、苦情を申し出たことを理由として当該派遣労働者に不利益な取扱いをしてはならない。

(派遣労働者の変更等)

第9条 派遣労働者が発注者の指揮命令に従わない場合又は著しく業務に不適合と発注者が判断した場合は、発注者と受注者とが協議の上、受注者は、当該派遣労働者に対して是正を求めなければならない。

- 2 発注者は、当該派遣労働者が前項の規定にもかかわらず是正しないとき、又は是正される見込みがないと認めるときは、受注者に対して書面により当該派遣労働者の変更を求めることができる。
- 3 受注者は、発注者から前項の求めがあったときは、速やかに当該派遣労働者を変更しなければならない。
- 4 受注者は、派遣期間中に派遣労働者の変更を行う場合は、やむを得ない範囲で必要最小限に止めるとともに、休暇等に伴う事務能力の低下等業務に支障を来さないよう適切な処置を講じることとする。

なお、やむを得ず派遣労働者を変更する場合については、原則として受注者は、発注者に対して1か月前までに、変更日及び変更後の派遣労働者名等を通知することとする。

(代替派遣労働者の派遣)

第10条 派遣労働者が、欠勤、年次有給休暇、遅刻、早退により、個別契約で定める当該派遣労働者の就業日又は就業時間に就業しない場合は、発注者は、受注者に業務の運営に係る事情を明示して、必要な代替労働者の派遣を要求することができるものとする。

(勤務管理)

第11条 派遣先責任者は、派遣労働者の出勤簿を備え付け、就業日ごとに就業状況を把握しなければならない。

(管理台帳の作成)

第12条 発注者は、労働者派遣法第42条に規定する派遣先管理台帳を作成しなければならない。

- 2 受注者は、労働者派遣法第37条に規定する派遣元管理台帳を作成しなければならない。

(損害賠償)

第13条 発注者は、受注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。ただし、その債務の不履行がこの基本契約及び個別契約並びに取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 受注者は、対象業務の実施に関し、自己又は派遣労働者の故意又は過失により、発注者又は第三者に対して損害を与えた場合は、直ちに発注者に報告するとともに、発注者又は第三者に対して、その損害を賠償しなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 3 前項の損害のうち、第三者に対する損害について、発注者に過失が認められる場合は、発注者と受注者が共同してその損害を賠償するものとする。

(業務上災害等)

第14条 受注者は、派遣就業に伴う派遣労働者の業務上災害及び通勤災害については、労働基準法（昭和22年法律第49号）第8章で定める使用者の責任並びに労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）で定める事業主の責任を負う。

- 2 発注者は、受注者の行う前項の手続について、必要な協力をしなければならない。

(派遣労働者の個人情報及び個人の秘密の保護)

第15条 受注者が発注者に提供できる派遣労働者の個人情報は、第4条第2項に規定する事項のほか、当該派遣労働者の業務遂行能力に関する情報に限るものとする。

- 2 発注者及び受注者は、正当な事由なく業務上知り得た派遣労働者の個人情報及び個人の秘密を他人に漏らしてはならない。

(機密保持)

第16条 受注者は、派遣労働者に対し、業務の遂行上知り得た発注者に関する機密事項を、派遣期間中はもちろんのこと派遣終了後においても他人に漏らさないように指導及び教育を徹底しなければならない。

- 2 受注者は、派遣労働者を通じて知り得た発注者の機密事項を、派遣期間中だけでなく派遣終了後においても、他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第17条 受注者は、この契約により生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合にあっては、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第18条 受注者は、この契約の履行について、業務の全部若しくは主たる部分を第三者

に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ書面により発注者の承認を得なければならない。承認を受けた内容を変更しようとする場合についても同様とする。
- 3 受注者が業務を第三者に委任し、請け負わせるときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 受注者は、第 27 条第 2 項第 12 号アからオまでのいずれかに該当する者を受任者又は下請負人としてはならないこと。
 - (2) 受注者は、受任者又は下請負人の行為の全てについて責任を負うものとする。

(個人情報保護)

第19条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等に基づき、業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(雇用等の禁止)

第20条 発注者は、派遣期間中は受注者の派遣労働者を雇用してはならない。

- 2 受注者は、他の労働者派遣業者から派遣を受けた派遣労働者を発注者に再派遣してはならない。

(年次有給休暇等)

第21条 受注者は、派遣労働者から年次有給休暇取得の申請があった場合には、原則として発注者へ事前通知するものとする。

- 2 発注者は、受注者から派遣労働者の年次有給休暇取得の通知を受けた場合には、派遣労働者の年次有給休暇の取得に協力するものとする。ただし、通知された日の取得が業務の運営に相当の支障を来すときは、発注者は受注者に具体的な事情を明示して、受注者が当該派遣労働者に対して、取得予定日を変更するよう依頼すること又は必要な代替者の派遣を要求することができる。

(勤務状況の検査及び報告)

第22条 発注者は、毎月末日又は現場終了時を締め日として、当該月における派遣労働者の勤務状況を確認するための検査を行い、当該月の終了後速やかに書面により受注者に報告しなければならない。

(派遣代金の支払)

第23条 受注者は、前条の規定による報告書を受領したときは、速やかにその内容を検証し、発注者へ適法な請求書を提出しなければならない。

- 2 発注者は、受注者から前項の請求書を受領した日から起算して 30 日以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込む方法により派遣代金として支払うものとする。

- 3 派遣労働者が、欠勤、年次有給休暇、遅刻、早退により、個別契約で定める当該派遣労働者の就業日又は就業時間に就業しなかった場合は、発注者は当該就業しなかった日又は時間に相当する派遣料金を支払うことを要しないものとする。ただし、受注者が代替労働者を派遣した場合は、この限りでない。
- 4 発注者は、自己の責めに帰すべき事由により、第2項の規定による派遣代金の支払が遅れたときは、当該未支払金額につき、遅延日数に応じ、年10.75パーセントの割合で計算して得た額の遅滞料を受注者に支払わなければならない。ただし、その金額が百円未満であるときは、遅滞料を支払うことを要せず、百円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 5 発注者は、第1項の請求書を受領した後、その請求書の内容の全部又は一部に不備があることを発見したときは、その事由を明示して、その請求書を受注者に返付することができる。この場合において、当該請求書を返付した日から、発注者が受注者から是正した請求書を受領した日までの期間は、第2項の規定による支払期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不備が、受注者の故意又は重大な過失によるときは、その請求書の提出は無効とする。

(時間外勤務)

第24条 派遣先責任者は、就業日に派遣労働者に対して、時間外勤務を行う場合の手続等を周知しなければならない。

(業務内容の変更等)

第25条 発注者が正当な理由をもってこの契約の契約期間等を変更する場合は、文書で受注者に通知し、協議するものとする。

- 2 この契約締結後、経済情勢及び市況の変動により、契約金額が不相当と認められるときは、発注者と受注者が協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(発注者の任意解除権)

第26条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第28条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の解除権)

第27条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 受注者がその債務の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 17 条の規定に違反して、この契約から生じる権利を譲渡したとき。
- (2) 契約期間内に業務を完了しないとき、又は完了の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 受注者の債務の全部の履行が不能であるとき。
- (4) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約から生じる権利を譲渡したとき。
- (9) この契約の締結又は履行に当たり、発注者に対する虚偽の申告及び通知等を行う等の発注者との間の信頼関係を損なう不正な行為をしたとき。
- (10) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
- (11) 第 30 条の規定によらないで受注者からこの契約の解除の申入れがあったとき。
- (12) 受注者が次のいずれかに該当するとき又は該当するかの判断のための発注者の調査に協力しないとき。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ この契約に係る下請契約等に当たって、アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、発注者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

ク この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

第28条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 8 条の 4 第 1 項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (2) 独占禁止法第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（同法第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、同法第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
- (3) 独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）及び第 7 条の 9 第 1 項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第 7 条の 4 第 1 項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 3 条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 247 条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当すると認められたとき。
- (6) 第 18 条の規定に違反したとき。
- (7) 公租公課若しくは奈良県の債権を滞納し督促を受けても滞納金の支払がなされないとき、滞納処分を受けたとき、民事訴訟上の強制執行を受けたとき、任意整理の申請がされたとき又はその他受注者の信用状態が著しく悪化し、若しくはその恐れが大きいと発注者が認めるべき相当の理由があるとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第29条 前 2 条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の解除権)

第30条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったときは、書面をもって発注者に通告することによって、この契約を解除することができる。ただし、受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定により解除することができる場合において、発注者に未払となっている契約金額があるときは、受注者の発注者に対する当該契約金額及びこれに係る年10.75パーセントの割合による遅滞料の請求を妨げない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第31条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、違約金として、契約金額の100分の10に相当する額を、発注者の指定する日までに、発注者に支払わなければならない。

- (1) 第27条及び第28条第7号の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第3条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 4 発注者は、第1項の違約金の額を超える損害が発生したときは、受注者に対して、その超過額を請求することができる。
- 5 第1項（第2項の規定により第1項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）又は前項に定める場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び前項の規定は、適用しない。

(賠償額の予定等)

第32条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として契約金額の100分の20に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

- (1) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定

したとき。

- (2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
 - (3) 第28条第4号に規定する刑が確定したとき。
 - (4) 第28条第5号に該当したとき。
- 2 受注者が第18条第1項の規定に違反し、業務の全部若しくは主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。前項後段の規定は、この場合について準用する。
- 3 前2項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が前2項に規定する賠償額を超えるときは、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(遅滞料)

- 第33条 受注者は、この契約に基づき発注者に対して金銭を支払う義務を負う場合において、発注者の指定する期限までに当該金銭を納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該金銭の額に対して年10.75パーセントの割合で算出した金額を遅滞料として併せて発注者に納付しなければならない。ただし、その金額が千円未満であるときは、遅滞料は生じないものとする。
- 2 前項の規定は、前2条に基づく支払義務について準用する。

(契約終了後の処理)

- 第34条 この契約が終了したときは、受注者は、発注者が貸与したデータ、その他資料の一切を速やかに発注者へ返却しなければならない。取込済みデータは、抹消しなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定による返却又は抹消のために支出した経費について、名目の如何を問わず、発注者に対しその補償又は金員を請求することができない。

(相殺)

- 第35条 発注者は、この契約に基づき受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約金額請求権及びその他の債権と対当額において相殺することができる。
- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

(紛争の処理)

- 第36条 受注者は、この契約に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、受注者の責任と負担においてその一切の処理をするものとする。ただし、専ら発注者の責めにより紛争が生じた場合は、この限りでない。

(免責事項及び不可抗力)

第37条 交通機関のストライキ、天災その他受注者の責に帰さない事由のために業務の円滑な遂行が妨げられた場合、受注者は発注者及び第三者に対して、一切の責任を負わないものとする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第38条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(疑義等の決定)

第39条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

(特記事項)

第40条 この契約は、令和 年 月 日から効力を有し、それ以降の行為についてはこの契約に基づくものとして取り扱う。